

公 示

「災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定（電気設備）」について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

平成 7 年 1 月 2 9 日

国土交通省 関東地方整備局
相模川水系広域ダム管理事務所長
斎 藤 充 則

記

1. 協定の目的

相模川水系広域ダム管理事務所が管理するダム管理施設等において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械、資材及び労力等について相模川水系広域ダム管理事務所と災害協定会社の双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とします。

2. 協定内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙のとおり
- (3) 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、電気設備及び受変電設備関係の応急復旧等を想定しています。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 2 2 年勅令第 1 6 5 号）第 7 0 条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げるいずれかの資格を有している者であること。
 - ① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）令和 7・8 年度一般競争（指名競争）入札参加資格の定期受付において「電気設備工事 A、B、C 又は D 等級」、「受変電設備工事」の両方又はいずれかに令和 7 年 2 月 7 日までに申請を行い受理されて、令和 7 年 4 月 1 日に認定がなされる者であ

ること。

- ② 令和０７・０８・０９年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）
「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者でること。

（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）

なお、審査基準日は令和７年２月２６日（水）（技術資料提出期限）とする。

- （３）会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- （４）申請書類の提出期限の日から協定締結までの期間に関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （５）関東地方整備局管内において、建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。
- （６）対策訓練又は講習会を開催する場合は参加できること。（年１～２回程度）
- （７）災害協定に基づき申請者と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。
なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前１年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。
ただし、当該災害協定を締結する時点においては、申請者が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。
- （８）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

４．協定期間

令和７年４月１日から令和１０年３月３１日まで

５．申請書類

- （１）申請書 電気様式－１
- （２）調査票 電気様式－２、３

※調査票は、令和７年２月２６日現在で作成して下さい。

6. 申請書類の提出

申請書類を持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る）、又は電子メールにより提出して下さい。

郵送で提出する場合は、封筒の表に業者名、協定名の郵送である旨を記載して下さい。

電子メールの場合は、申請書類の形式はMicrosoft-word形式もしくはPDF形式で提出するものとし、FAXによる提出は受け付けません。

（１）受付期間

令和7年1月29日（水）から令和7年2月26日（水）までの土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとします。

（２）受付場所及び問い合わせ先

〒252-0156 神奈川県相模原市緑区青山字南山2145-50
国土交通省関東地方整備局相模川水系広域ダム管理事務所 施設管理課
TEL 046-281-6911

電子メールアドレス：kaneko-n8310@mlit.go.jp

担当 施設管理課 金子 昇

（３）提出物及び部数

提出物

申請書（電気様式－１）

調査票（電気様式－２、３）

提出部数 １部

7. 審査基準

（１）下記における評価項目についてそれぞれ評価を行います。

評価項目	審査基準	欠格要件
1. 災害協定に基づく出動要請を行った場合の技術者（電気様式－２）	下記資格等を次に掲げるいずれかの者を配置出来ること。（注１） ①建設業法第7条2号イ・ロ・ハで定める者 イにあつては、電気工学に限る。 ハにあつては以下に限る。 ・技術士（電気電子部門、建設部門） ・技術士（総合技術管理部門（選択科目「電気電子」） ・1級又は2級電気工事施工管理技士	資格等の保有者を確保できない場合

	②平成21年4月1日から令和6年3月31日までに関東地方整備局が発注し、元請けとして完了又は完成し、引き渡し完了した下記に掲げる同種業務または同種工事への十時経験を有する技術者を配置出来ること。 ・「電気設備」の保守業務又は点検業務 ・「電気設備」の新設工事又は改修工事 ・「電気設備」の購入又は製造 ※保守（又は点検）業務においては、点検結果に対する技術的所見の作成を含む業務であること。	
3. 災害協定に基づく出動要請を行った場合の作業員（電気様式－2）	作業員の有無 （協力会社含む（注2））	作業員を確保できない場合
4. 関東地方整備局発注工事の工事実績（電気様式－2）	平成21年度以降、元請けとして完了又は完成し、引渡が完了した下記に掲げる同種業務又は同種工事への従事経験を有するもの。 1）下記記載のいずれかの設備における保守又は点検業務 2）下記記載のいずれかの設備における新設又は改修工事 3）下記記載のいずれかの設備における製造又は購入 ・高圧（又は特別高圧）受変電設備 ・発動発電機（自動起動方式）を含む電気設備 ・無停電電源装置（常時インバータ方式に限る）	施工実績が無い場合
5. 過去2年間の工事成績評定点の平均点（注3）	関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の令和4年4月1日から令和6年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	平均点が60点未満の場合

（注1）保有資格を証明する書面の写しを添付して下さい。

（注2）作業員の配備に関して、自社社員であることを証明する書面の写

し、又は協力会社との協定、又は契約等の写しを添付してください。
(注3) 入札参加資格が「電気設備工事」又は「受変電設備工事」で申請した場合。
(「役務の提供等」で申請した場合は対象外)

8. 選定結果の通知

提出された申請書類を審査の上、「災害時におけるダム管理施設等災害応急復旧業務に関する協定(電気設備)」(以下「災害協定(電気設備)」という。)の選定結果を申請者へ書面にて通知する。

なお、通知は令和7年3月11日(火)を予定しています。

9. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できないと通知を受けた申請者は、相模川水系広域ダム管理事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面(自由書式)により説明を求めることができる。なお、持参、郵送(書留に限る。必着のこと。)又は電子メール(書面はPDF形式とする)で提出するものとし、FAXによる提出は受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年3月12日(水)から令和7年3月19日(水)までの(土日祝日を除く)8時30分から17時15分までとします。

(2) 提出場所

6.(2)の受付場所と同じ。

(3) 回答期限及び方法

令和7年3月27日(木)まで(土日祝日を除く)に電子メールで担当者あて通知する。

10. その他

(1) 申請書類作成等に要する費用は、提出者の負担とします。

(2) 申請書類は、相模川水系広域ダム管理事務所ホームページの「最新のお知らせ」からダウンロードしてください。相模川水系広域ダム管理事務所ホームページアドレス <http://www.ktr.mlit.go.jp/sagami/>

(3) 提出された申請書類は、当目的以外には使用しません。

(4) 提出された申請書類は返却しません。

(5) 災害協定締結後、所定の書式により緊急時・平常時の連絡先及び建設機械、資材、技術者・作業員数の保有等の状況調査を行います。
調査内容、時期は以下のとおりです。

①調査内容

・緊急時、平常時の担当者連絡先、担当者の氏名、所属部署、役職、会社の直通電話、会社で使用している電子メールアドレス、保有している携帯電話の番号及びメールアドレス

- ・技術者・作業員の人数及び建設機械等の台数、出動可能な技術者の人数及び作業員の人数、建設機械・資材等の数量及び保管場所
- ・他機関との協定状況
他機関と災害時における協定又は契約の締結状況

②調査時期

- ・毎年４月期に依頼します。

③提出先

- ６．（２）の受付場所と同じ。

④提出方法

持参、郵送又は電子メールによるものとします。

- （６）令和７年度以降の関東地方整備局における「電気設備工事」、「受変電設備工事」又は「役務の提供等」に係る一般競争（指名競争）入札参加資格の認定を受けられない場合は、以後協定は無効となります。
- （７）総合評価落札方式による入札における加点について
本災害協定を締結する者は、相模川水系広域ダム管理事務所が発注する総合評価落札方式で有利に評価される工事があります。
- （８）協定に基づく工事の依頼について
本協定に基づく出動の依頼については、事案の場所、規模、発生時に出勤できる人員等の状況等を考慮して行う。
- （９）協定の解除
提出された協定参加申請書に虚偽の記載があった場合は、協定締結後であっても協定を解除する。
- （１０）本公示文、協定書（案）、協定区間、申請書及び調査票については、当事務所のホームページにて、閲覧が可能です。

以 上